



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゼ ネ ラ ル ・ オ イ ス タ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 吉 田 秀 則
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C F O 経 営 戦 略 本 部 長 安 部 浩 司
(TEL. 03-6667-6606)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更並びに役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 17 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、監査等委員会設置会社への移行に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件に伴い本定時株主総会にご提案する取締役候補者についても下記の通り内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、企業価値の向上と持続的な発展を図るため、またコーポレート・ガバナンスの充実と、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営の迅速な意思決定を確保することを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行することいたしました。

2. 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

II. 定款の一部変更

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 会社法改正により責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に
変更されたことに伴い、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、
責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する
定款の変更は、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 6 月 29 日

III. 役員の変動（本定時株主総会に付議予定）

1. 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）

氏名	区分	新役職名	現役職名
吉田 秀則	再任	代表取締役	代表取締役
津久井研悟	再任	取締役	常務取締役
安部 浩司	再任	取締役	常務取締役
渡邊 一博	再任	取締役	取締役
松倉 弘幸	再任	取締役	取締役
遠藤 大輔	新任	社外取締役	—
土田 晴彦	新任	社外取締役	—

(注) 遠藤大輔氏及び土田晴彦氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役候補者です。
新任取締役候補者の略歴

【氏名】 遠藤 大輔（昭和 51 年 2 月 22 日生まれ）

【略歴】 平成 10 年 4 月 大阪ヒルトン株式会社 入社
 平成 13 年 9 月 株式会社プライム・リンク（現株式会社アスラポ
 ト）入社
 平成 26 年 1 月 同社執行役員営業本部長
 平成 28 年 2 月 株式会社アスラポート・ダイニング事業開発部部長
 （現任）
 平成 28 年 4 月 株式会社プライム・リンク（現株式会社アスラポ
 ト）取締役（現任）
 株式会社とり鉄取締役
 レゾナンスダイニング株式会社取締役
 平成 28 年 6 月 株式会社フジタコーポレーション取締役（現任）
 平成 29 年 5 月 株式会社スティルフーズ取締役（現任）

【氏名】 土田 晴彦（昭和 36 年 5 月 24 日生まれ）

【略歴】 昭和 60 年 4 月 ミリオン商事株式会社 入社
 平成元年 8 月 株式会社ジンマーマン商会 入社
 平成 3 年 9 月 株式会社アルカン 入社
 平成 28 年 5 月 株式会社アルカン 業務食材営業部 部長（現任）

2. 監査等委員である取締役候補者

氏名	区分	新役職名	現役職名
柴田 和彦	新任	取締役 監査等委員	常勤監査役
山内 勝彦	再任	社外取締役 監査等委員	社外取締役
齊藤 隆光	新任	社外取締役 監査等委員	—

（注）齊藤隆光氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役候補者です。

新任取締役候補者の略歴

【氏名】 齊藤 隆光（昭和 48 年 8 月 31 日生まれ）

【略歴】 平成 14 年 1 月 国際キャピタル株式会社 入社
 平成 20 年 5 月 阪神酒販株式会社 入社
 平成 21 年 1 月 レゾナンスダイニング株式会社 代表取締役社長
 平成 21 年 11 月 株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部長
 平成 27 年 6 月 株式会社ドリームコーポレーション 取締役（現任）
 平成 27 年 7 月 T&S Enterprises (London) Limited 監査役（現任）

S.K.Y. Enterprise UK Limited 監査役（現任）
平成 28 年 3 月 レゾナンスダイニング株式会社 代表取締役会長
株式会社小僧寿し 監査役（現任）
平成 28 年 6 月 株式会社弘乳舎 取締役（現任）
株式会社アスラポート・ダイニング 取締役（現任）
平成 29 年 3 月 Atariya S.K.Y. GmbH. 取締役（現任）
Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役（現任）
Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役（現任）
Atariya Horeca B.V. 監査役（現任）
平成 29 年 4 月 Atariya Foods Limited. 監査役（現任）

3. 退任予定監査役

監査役（常勤） 柴田 和彦
社外監査役 松本 好正
社外監査役 栗林 信介

（注）柴田和彦氏は平成 29 年 6 月 29 日付で、当社取締役監査等委員へ異動予定です。

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 <u>取締役及び取締役会並びに監査等委員会</u>
(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。	(<u>取締役会及び監査等委員会の設置</u>) 第18条 当社は <u>取締役会及び監査等委員会</u> を置く。
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 (新設) 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. 増員により、または補欠として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 <u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	5. <u>補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付け取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付け取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第27条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が意義を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または	(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
電子署名する。 (新設)	(監査等委員会の議事録) 第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第28条 (条文省略) (新設)	第32条 (現行どおり) (監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。
第30条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)	(削除)
第31条 当社は監査役および監査役会を置く。	(削除)
(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	(削除)
(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監	(削除)

現行定款	変更案
査役を選定する。	
(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第41条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第42条～第44条 (条文省略)	第36条～第38条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第6章 計算
第46条～第49条 (条文省略)	第40条～第43条 (現行どおり)